

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年9月30日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

(1) 名称

- ア 秋田市八橋老人いこいの家
- イ 秋田市飯島老人いこいの家
- ウ 秋田市大森山老人と子どもの家

(2) 所在地

- ア 秋田市八橋本町一丁目4番3号
- イ 秋田市飯島字堀川84番地191
- ウ 秋田市浜田字出小屋333番の1

(3) 設置目的

老人にいこいと研修の場を提供し、安らぎと教養の向上に寄与するとともに心身の健康の増進に資することを目的とする。

(4) 規模等

- ア 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積533.32平方メートル
- イ 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積527.40平方メートル
- ウ 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積977.87平方メートル

(5) 主な施設設備

- ア 事務室、大広間、和室および健康相談室
- イ 事務室、大広間、和室、健康増進室、健康相談室および浴室

ウ 事務室、大広間、和室、体育館、子ども室、健康相談室および浴室

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関する業務
- (2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 高齢者の保健福祉の増進に関する業務
- (4) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

(1) 申請に必要な資格

秋田市内に本店又は支店を有し、市内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人であり、1(1)のアからウまでの3施設を一括して管理することができる法人であること。

(2) 申請することができない法人

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）

イ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法人

ウ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

エ 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第2項に規定する法人

オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する法人

カ 市税に滞納がある法人

5 募集要項等の交付

7 (2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、令和4年9月30日（金）から同年10月28日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

(1) 日時および場所

募集要項に記載する日時および場所

(2) その他

説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)の問合せ先に連絡すること。

7 申請の手続

(1) 提出期限

令和4年10月28日（金）午後5時15分

(2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話018-888-5666）

(3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 公の施設の管理に関する事業計画書

イ 公の施設の管理に関する収支予算書

ウ 定款、規約又はこれらに類する書類

エ 登記事項証明書

オ 財務の状況を示す書類

カ 誓約書

キ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

(1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし最も適切と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。

ア 市民の平等な利用が確保されること。

イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでのほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は令和4年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(2) 管理に係る経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。

(3) 詳細は、募集要項による。

(4) 問合せ先

秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話018-888-5666）